

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

群馬大学医学部附属病院

平成27年7月

令和7年11月改訂

【第1章 総論】

- 1-1 業務計画策定・運用の目的
- 1-2 基本方針
- 1-3 定義と用語
- 1-4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制】

- 2-1 平時における関係機関との連携、協力体制
- 2-2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

【第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項】

- 3-1 準備期における対応
- 3-2 初動期における対応
- 3-3 対応期における対応
- 3-4 患者数が大幅に増加した場合の対応
- 3-5 発生時における情報収集・連携等
- 3-6 特定接種の実施
- 3-7 感染対策の検討・実施
- 3-8 群馬県知事等からの職員の派遣要請に対する対応
- 3-9 医薬品等の備蓄

【第4章その他】

- 4-1 職員への教育・訓練等
- 4-2 計画の修正
- 4-3 施行期日

【第1章 総論】

1－1 業務計画策定・運用の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「当院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるよう円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

1－2 基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、群馬県、関係市町村及び医療機関等と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

1－3 定義と用語

本計画において、「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでを、「対応期」とは、国が基本的対処方針を策定後、政府対策本部が廃止されるまでの状態をいう。また、「対応期」は、次の4つの時期に区分する。「1. 封じ込めを念頭に対応する時期」、「2. 病原体の性状等に応じて対応する時期」、「3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」、「4. 一般的な感染症対策へ移行する時期」。

1－4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

- (1) 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した際の、地域における医療提供体制への影響を鑑み、本計画を効果的に推進するため、準備期における物資及び資材の備蓄管理や訓練等の平時の対応、初動期、対応期における有事の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。
- (2) 病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制】

2－1 平時における関係機関との連携、協力体制

- (1) 病院長は、法第7条第1項に規定される都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定される市町村行動計画における当院の地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、国、群馬県、関係市町村及び医療機関等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- (2) 病院長は、群馬県、関係市町村及び他の感染症指定医療機関と平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。
- (3) 病院長は、群馬県、関係市町村及び医療機関等の関係機関と円滑に連携を図

るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2－2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

- (1) 病院長は、法第22条第1項に基づき群馬県対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を遂行するため、診療継続計画に基づき、病院内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 対策本部においては、職員に新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 発生状況の情報収集及び発信に関すること
 - ② 関係機関との連絡調整に関すること
 - ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

【第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項】

3－1 準備期における対応

準備期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保、職員に対する訓練等について、必要な措置を講ずる。

3－2 初動期における対応

初動期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。

3－3 対応期における対応

対応期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。

3－4 患者数が大幅に増加した場合の対応

対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

3－5 発生時における情報収集・連携等

病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国、群馬県、関係市町村及び医療機関等との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

3－6 特定接種の実施

- (1) 病院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後

に政府対策本部において決定された後、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

- (2) 病院長は、特定接種の実施の有無にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

3-7 感染対策の検討・実施

病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

3-8 群馬県知事等からの職員の派遣要請に対する対応

病院長は、群馬県知事または関係市町村長等（以下「群馬県知事等」という。）から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

3-9 医薬品等の備蓄

- (1) 病院長は、診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

【第4章 その他】

4-1 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 病院長は、国、群馬県、関係市町村等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。
- また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。
- (3) 病院長は、前2項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

4-2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

4-3 施行期日

本計画は、平成27年7月1日から施行する。

本改訂は、令和7年1月18日から施行する。